

女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報を次のとおり公表します。

1. 採用者に占める女性職員の割合

	総数	男性	女性	女性比率
令和6年度	13人	12人	1人	7.7%

2. 女性の配置、登用

表1 管理職に占める女性職員の割合

	女性	全体	女性比率
令和6年度	0人	19人	0%

表2 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和6年度）

職務の級	行政職	消防職	女性	全体	女性比率
8級	事務局長	消防正監	0人	2人	0%
7級	事務局次長	消防監	0人	7人	0%
6級	事務局次長	消防司令長	0人	10人	0%
5級	管理係長	消防司令	0人	64人	0%
4級	係長	消防司令補 (主査)	1人	39人	2.6%

表3 全職員（再任用含む）に占める女性職員の割合

	全職員	男性	女性	女性比率
令和6年度	352人	337人	15人	4.3%

3. 男女別の育児休業取得率等

表1 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

	男性	女性	平均取得期間
令和6年度	43.8%	100%	1.7月

表2 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数
《配偶者出産休暇》

	対象者	取得者数	取得率	平均取得日数
令和6年度	16人	15人	93.8%	1.9日

《育児参加休暇》

	対象者	取得者数	取得率	平均取得日数
令和6年度	16人	11人	68.8%	4.3日

4. 勤続勤務年数の割合、超過勤務時間

表1 勤続年数（全体平均）

	男性	女性
令和6年度末（R7.3.31現在）	18.7年	8.9年

表2 職員の超過勤務時間

令和6年度	月平均	年平均
男性	8.3時間	99.9時間
女性	7.8時間	93.9時間
総計	8.3時間	99.7時間

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 甲府地区広域行政事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.8%
全職員	61.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	92.2%
6～10年	100.7%
1～5年	90.3%

【説明欄】

別紙のとおり

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に関する説明

1 任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異について

在籍する女性消防職員の平均勤続年数が8.9年となっており、男性職員の平均勤続年数を大幅に下回っているため、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

2 任期の定めのない常勤職員以外の職員

当組合において採用している「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は以下の通りである。

- ・定年退職後の暫定再任用職員及び定年前再任用職員（以下、「暫定再任用職員等」とする。）

- ・会計年度任用職員

暫定再任用職員等と会計年度任用職員の給与は共に条例で定められており、両者を比較すると前者の方が給与水準は高くなっている。

暫定再任用職員等は男性職員のみとなっているため、制度上の給与差と同様の差が生じている。

3 全職員

全職員における女性職員の割合は、令和7年3月31日時点で6.6%（会計年度任用職員含む）であるところ、そのうち任期の定めのない常勤職員と比較して給与水準の低い会計年度任用職員が37.5%を占めていることから、給与差が生じている。

4 役職段階別

当組合においては係長以上の役職に就く女性職員がいない、または、1人しかいないことから公表しない。

5 勤続年数別

勤続年数別の範囲に女性職員がいない、または、1人しかいない区分については公表しない。

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者になっている男性職員に支給している場合が多く、勤続年数が1～15年の職員のうち扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は98.3%、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は96.2%となっており、これらの影響等により給与差が生じている。そのうち、6年～10年の職員については、対象となる女性職員が少ないため、その対象者の勤務年数及び超過勤務時間等の影響が大きく影響し、差異は生じていない。